

会 費 規 程

公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会

会 費 規 程

（目 的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）定款第 7 条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

（会費の額等）

第 2 条 会員が一会計年度に納入すべき会費の額等は、別表に定めるところによる。

（納入期日）

第 3 条 会費は、毎年 1 回 6 月末までに納入するものとする。

2 会員は、年度途中で加入した場合には、加入後 2 ヶ月以内に会費を納入するものとする。

（会費の使途）

第 4 条 会費は、一事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（委 任）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 条追加）

別 表

公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会 会費

種 別	区 分	会 費 区 分	
正 会 員	国 庫 補 助 対 象 団 体	国庫補助金限度額	会 費（円）
		A ラ ン ク	300,000 円
		B ラ ン ク	200,000 円
		C ラ ン ク	150,000 円
	国庫補助対象外 団 体		70,000 円
賛助会員	国 庫 補 助 対 象 団 体 を 有 す る 市 町	市	50,000 円
		町	30,000 円
	そ の 他 の 市 町	20,000 円	
	企業・団体 個 人 等	10,000 円以上	
特 別 会 員		0 円	

平成 18 年 4 月 1 日改定

平成 20 年 4 月 1 日改定

平成 23 年 6 月 22 日改定